

# 廃プラスチック類排出状況等報告の手引き書

京 都 府

本報告作成に関する御質問等については、  
京都府総合政策環境部循環型社会推進課（075-414-4717）までお問い合わせください。

# 目 次

<u>I</u>	<u>はじめに</u>	1
<u>II</u>	<u>制度の内容</u>	1
1	制度の内容	1
2	対象者	1
3	対象となる事業活動の範囲	1
4	報告書の提出方法	1
■	用語の定義	2
<u>III</u>	<u>報告書の作成要領</u>	
■STEP0	必要な資料を準備する	3
■STEP1	報告書様式を準備する	4
■STEP2	廃プラスチック類の処分先及び処分方法を確認する	4
■STEP3	廃プラスチック類の処分方法ごとの処分量を計算する	5
■STEP4	廃プラスチック類の発生に至った要因を記入する	8
■STEP5	廃プラスチック類の3Rに関する取組を記入する	9

## I はじめに

京都府では現在、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すという目標を掲げ、社会全体の脱炭素化に向けた取組を総合的に推進していますが、廃棄物処理の分野においても、温室効果ガスを増大させる原因である廃プラスチック類の焼却を減らすことが重要です。

しかしながら、近年、熱利用や固形燃料化により焼却されている廃プラスチック類の量が増加していることに加え、国際的な廃プラスチック類の輸出規制の影響で今後も国内での焼却量が増加することが見込まれています。

このような状況を踏まえ、本制度は、温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組まれている特定事業者の皆様へ、廃プラスチック類の処分方法及び焼却による温室効果ガス排出量（焼却又は固形燃料化の場合に限る。）について報告いただくものとなります。

特定事業者の皆様へあつては、「廃プラスチック類排出状況等報告書」の作成・提出を通じて、

- ① 自社の事業活動によって発生した廃プラスチック類の排出量
  - ② その処分（又はリサイクル）方法
  - ③ ②のうち、焼却や固形燃料化されたことにより発生する温室効果ガス排出量
- を把握していただき、事業活動において発生する廃プラスチック類の処理に伴う温室効果ガス排出量削減に自主的に取り組んでいただくことを目的としております。

## II 制度の内容

### 1 制度の内容

本制度は、京都府地球温暖化対策指針に基づき、京都府地球温暖化対策条例第16条第2項に規定する特定事業者の皆様へ、毎年度、府内の産業活動に伴って排出した廃プラスチック類の量やその処分方法等を、「廃プラスチック類排出状況等報告書」（以下「報告書」という。）により御報告いただくものです。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項に規定される多量排出事業者報告制度でも類似の内容を報告いただいておりますが、同制度は廃プラスチック類に限らず、全ての産業廃棄物の府内発生量の合計が年間 1000t を超える事業者に限定されており、報告量は府内推計量の2～3割程度となっています。そのため、より広い産業活動による対策を進めるため、本制度に基づく「廃プラスチック類排出状況等報告書」の提出をお願いするものです。

### 2 対象者

京都府地球温暖化対策条例第16条第2項に規定する特定事業者

### 3 対象となる事業活動の範囲

廃プラスチック類の排出量を算定する際の組織上の活動範囲は、京都府地球温暖化対策指針第3条に規定する事業所等における事業活動

### 4 報告書の提出方法

#### (1) 提出物及び部数

別記様式「廃プラスチック類排出状況等報告書」 1部

※ 様式は府ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanpai/documents/r8houkokusyo.xlsx>

(2) 提出先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

※ 京都府地球温暖化対策条例第19条に規定する事業者排出量削減報告書と併せて御提出願います。

※ なお、本報告作成に関する御質問等については、京都府総合政策環境部循環型社会推進課までお問い合わせください。

・京都府総合政策環境部循環型社会推進課（※本報告制度について）

住 所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話番号：075-414-4717

(3) 提出期限

毎年度7月末日まで

## ■用語の定義

この手引き書で使用している用語の意味や内容は、次のとおりです。

○ 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいいます。

○ 廃プラスチック類

廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類をいいます。

○ 電子マニフェスト

廃棄物処理法第12条の5第1項に掲げる電子情報処理組織を使用して、処理を委託した当該産業廃棄物の種類及び数量等の事項を情報処理センターに登録したものをいいます。言い換えると、電子情報として交付するマニフェストとなります。

### Ⅲ 報告書の作成要領



#### ■STEP0 必要な資料を準備する

まずは、報告書の作成に必要な次の資料を準備します。

##### 【作成に必要な資料】

##### 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

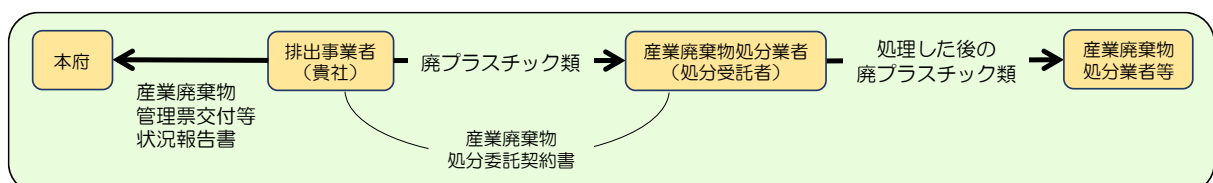
廃棄物処理法第12条の3第7項に規定する産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、報告年度に京都府及び京都市へ提出した（する）もの

（例）令和3年度に報告書を提出する場合は、令和3年度に京都府及び京都市へ提出した（する）産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和2年度に交付した産業廃棄物管理票の交付等状況を報告するもの）が必要となります。

##### 産業廃棄物処分委託契約書

廃棄物処理法施行令第6条の2第4号に規定する産業廃棄物の処分を委託する際に締結する契約書のうち、前年度中の廃プラスチック類の処分の委託に係るもの

（例）令和3年度に報告書を提出する場合は、令和2年度中に廃プラスチック類の処分を委託した際の、処分受託者（産業廃棄物処分業者）との産業廃棄物処分委託契約書が必要となります。



## STEP1 報告書様式を準備する

次の手順で報告書様式を準備します。

- ① 府ホームページから別記様式をダウンロードします。  
<https://www.pref.kyoto.jp/sanpai/documents/r8houkokusyo.xlsx>
- ② 様式中の「事業者名」欄に「事業者名」を記入します。
- ③ 様式中の「電子マニフェストの利用状況」欄の中で該当するものをチェックします。  
 ※ 電子マニフェストのみを利用して、紙のマニフェストを利用していない場合はSTEP2～4の集計は不要なので、STEP5に移動してください。  
 ※ 電子マニフェストと紙のマニフェストを併用している場合は、STEP2～4では、紙で交付したマニフェストについてのみ報告してください。

別記様式

事業者名を入力する。 廃プラスチック類排出状況等報告書

事業者名	
電子マニフェストの利用状況	<input type="checkbox"/> 電子マニフェストのみを利用している <input type="checkbox"/> 電子マニフェストと紙のマニフェストを併用している <input checked="" type="checkbox"/> 電子マニフェストは利用していない

電子マニフェストの利用状況をチェックする。

## STEP2 廃プラスチック類の処分先及び処分方法を確認する

次の手順で廃プラスチック類の処分先（処分受託者）及び処分方法を確認します。

- ④ STEPO で準備した産業廃棄物管理票交付等状況報告書から、「産業廃棄物の種類」欄に「廃プラスチック類」と記載されているものを抜き出します。  
 ※ 「廃プラスチック類」と記載されている欄が複数ある場合は、全て抜き出します。  
 ※ 他の産業廃棄物と混合して排出されている廃プラスチック類（「混合産業廃棄物」等）は、廃プラスチック類の含有率が把握できるものを除き、本報告制度の対象外となります。
- ⑤ ③で抽出した廃プラスチック類の処分受託者を、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の「処分受託者の氏名又は名称」欄から確認します。
- ⑥ ④で確認した処分受託者と締結した産業廃棄物処分委託契約書から、廃プラスチック類の「処分方法」を確認します。

### 【廃プラスチック類の一般的な処分方法】

焼却（熱利用を含む。）  
 固形燃料化（圧縮固化を含む。）  
 埋立  
 ガス化、油化  
 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化（破碎のみを除く。）  
破碎、選別、圧縮、切断

### 【破碎等処分後の二次処分方法】

焼却（熱利用を含む。）  
 固形燃料化（圧縮固化を含む。）  
 埋立  
 有価売却

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和3年度）

令和3年 月 日

京都府知事 様  
京都府 保健所長 様

報告者  
住 所 京都府〇〇市××1-2-3  
氏 名 △△株式会社 代表取締役 京都 太郎  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 〇〇〇-×××-△△△△

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇製造工場	業 種	電気機械器具製造業						
事業場の所在地	京都府〇〇市××4-5-6	電話番号	〇〇〇-□□□-△△△△						
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	10	12	02600123456	(株)〇〇運送	〒123-4567〇〇市△△町□□6-11	02620123456	A社	
2	金属くず	5	5	02600789012 02800789012	(株)〇〇運送	〒234-5678□□県〇〇区××3-9			
3	混合産業廃棄物	15	2	02600123456 02800123456	(株)〇〇運送	〒234-5678□□県〇〇区××3-9			

産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」と記載されているページのみを抜き出す。

※混合産業廃棄物は、廃プラスチック類の含有率が把握できるものを除き、本報告制度の対象外となります。

廃プラスチック類の処分受託者を確認する。

(例 A社との契約書)

乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分方法： \_\_\_\_\_ 固形燃料化 \_\_\_\_\_

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

処分受託者と締結した契約書を手元に準備し、当該契約書から廃プラスチック類の処分方法を確認する。

### STEP3 廃プラスチック類の処分方法ごとの排出量を計算する

次の手順で廃プラスチック類の処分方法ごとの排出量を計算します。

※ 別紙「作成手順（例）」も御参照ください。

- ⑦ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の「排出量」欄を確認し、STEP2で確認した廃プラスチック類の処分方法ごとに排出量を合計する（単位はt）。当該合計量を、報告書の「廃プラスチック類の排出量」欄の該当する箇所に記入します。
  - ※ 産業廃棄物処分委託契約書において、処分方法が複数又は「許可証記載のとおり」と記載されている場合は、処分受託者に、当該処分受託者が行う廃プラスチック類の処分方法の中で最も処分量が多い処分方法を確認します。この場合、廃プラスチック類の委託量の全量が当該処分方法で処分されたとみなし、該当する処分方法の箇所に排出量を記入します。
  - ※ 報告書の「処分方法」の欄に該当する処分方法がない場合は、「上記以外の処分方法」の欄に処分方法を記載し、右隣の「廃プラスチック類の排出量」欄に当該処分方法による排出量を記載します。
- ⑧ 処分方法が「破碎」「選別」「圧縮」「切断」の場合には、通常、さらに「焼却」「固形燃料化」「埋立処分」「有価売却」のうちいずれかの二次処分が行われるため、処分受託者に、当該二次処分方法（最も処分量の多い方法を一つ）を確認します。そして、委託量の全量が当該処分方法で二次処分されたとみなし、「廃プラスチック類の排出量」欄の該当する箇所に排出量を記入します。

【記載例】（処分方法が「破碎」「選別」「圧縮」「切断」以外の場合）

[産業廃棄物管理票交付等状況報告書]

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	20	A社	

[廃プラスチック類排出状況等報告書]

処分方法	廃プラスチック類の排出量 (t)	二酸化炭素換算量 (t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因	
(1) 焼却(熱利用を含む。)	10	26	発生施設 <input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(2) 固形燃料化(圧縮固化を含む。)	20	51	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input checked="" type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(3) 埋立	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(4) ガス化、油化	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(5) 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化(破碎のみを除く)	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず

処分方法ごとに合算して記入する。

自動計算で二酸化炭素排出量に換算される。

[産業廃棄物処分委託契約書]

乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分方法： 固形燃料化

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

【記載例】（処分方法が「破碎」「選別」「圧縮」「切断」の場合）

[産業廃棄物管理票交付等状況報告書]

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	100	B社	

[廃プラスチック類排出状況等報告書]

処分方法	廃プラスチック類の排出量 (t)	二酸化炭素換算量 (t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因	
焼却(熱利用を含む。)	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(6) 破碎・選別・圧縮・切断	100	257	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input checked="" type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
埋立	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
有価売却	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず

B社に問い合わせ

B社では、選別した廃プラスチック類を、固形燃料化業者に最も多く出荷している。

自動計算で二酸化炭素排出量に換算される。

【記載例】（処分方法が複数又は「許可証記載のとおり」と記載されている場合）

[産業廃棄物管理票交付等状況報告書]

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	15	C社	

[廃プラスチック類排出状況等報告書]

処分方法	廃プラスチック類の排出量 (t)	二酸化炭素換算量 (t) ※参考値	廃プラスチック類の発生に至った要因	
(1) 焼却(熱利用を含む。)	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(3) 埋立	15	39	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input checked="" type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(4) ガス化、油化	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず
(5) 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化(破碎のみを除く)	0	0	発生施設 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	発生源 <input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず

C社に問い合わせ

C社では、廃プラスチック類の処理のうち、固形燃料化が最も多い

自動計算で二酸化炭素排出量に換算される。

[産業廃棄物処分委託契約書]

乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

処分方法： 許可証記載のとおり

施設の処理能力： \_\_\_\_\_

【記載例】（報告書に該当する処分方法の記載がない場合）

[産業廃棄物管理票交付等状況報告書]

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	処分委託者の氏名 又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	15	D社	

[産業廃棄物処分委託契約書]

乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： \_\_\_\_\_  
 所在地： \_\_\_\_\_  
 処分方法： \_\_\_\_\_  
 施設の処理能力： \_\_\_\_\_

処分方法を記入する。

処分量を記入する。

[廃プラスチック類排出状況等報告書]

上記以外の 処分方法 ( ○ ○ )	15	発生施設	<input type="checkbox"/> 工場	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> 小売店・飲食店	<input type="checkbox"/> その他
		発生源	<input type="checkbox"/> 製造工程発生くず	<input type="checkbox"/> 製造工程不良物等	<input type="checkbox"/> 梱包材・輸送材	<input checked="" type="checkbox"/> その他

## STEP4 廃プラスチック類の発生に至った要因を記入する

⑨ 廃プラスチック類が発生した施設の種類の発生源について、次に掲げるものから処分方法ごとに該当するものを選択します。複数該当する場合、該当するものを全て選択します。

【発生施設】	【発生源】
<ul style="list-style-type: none"> <li>工場</li> <li>事務所</li> <li>小売店・飲食店</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装 プラスチック製容器包装</li> <li>合成繊維 ナイロン樹脂、ポリエステル樹脂、アクリル樹脂、混紡繊維、化繊ローブなど</li> <li>発泡スチロール</li> <li>廃タイヤ</li> <li>プラスチック製品くず 合成樹脂建材、ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂、塗料かす（固形）、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス（樹脂系のもの）、染料かす（樹脂系のもの）、接着剤かす、電熱皮膜材、フィルム、プラスチックタイル、発砲スチロール、ビニールシート、ビニール袋、塩ビ管、セルロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、合成ゴムくず、発泡ウレタン、発泡ポリスチレンなど</li> </ul>

処分方法	廃プラスチック類の排出量 (t)	二酸化炭素換算量 (t) ※参考値	発生施設		発生源	
			発生施設	発生源		
(1) 焼却(熱利用を含む。)	10	26	<input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input checked="" type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製品くず		
(2) 固形燃料化(圧縮固化を含む。)	20	51	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず		
(3) 埋立	0		<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず		
(4) ガス化、油化	0		<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず		
(5) 減容、減容固化、溶融、溶融固化、選別圧縮、破碎・溶融固化（破碎のみを除く）	0		<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 小売店・飲食店 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 容器包装 <input type="checkbox"/> 合成繊維 <input type="checkbox"/> 発泡スチロール <input type="checkbox"/> 廃タイヤ <input type="checkbox"/> プラスチック製品くず		

発生した施設や発生源についてチェックする。

例) 工場からの生産ロス

例) 飲食店での食品の包装材

## ■STEP5 廃プラスチック類の3Rに関する取組を記入する

- ⑩ 「廃プラスチック類の3Rに係る取組状況」欄には、報告年度の前年度に府内の事業所で行った廃プラスチック類の3Rに係る取組を記入します。
- ⑪ 「廃プラスチック類の3R推進のために実施しようとする措置の内容」欄には、報告年度以降に府内の事業所で行うことを予定している廃プラスチック類の3Rを推進するための取組を記入します。

前年度中に廃プラスチック類の3Rに関して取り組んだ内容を記入する。

廃プラスチック類の3Rに係る取組状況	
廃プラスチック類の3R推進のために実施しようとする措置の内容	

今後、府内の事業所で実施を考えている3Rを推進するための取組を記入する。

### 【廃プラスチック類の3Rに関する取組の例】

取組区分	取組事例
発生抑制	投入する材料・副資材の適正化と生産性の向上に取り組み、廃棄物の発生を最小限にする。
	梱包なしの輸送、梱包材の軽量化等を実施し、廃棄される梱包材を削減する。 輸送に使用する梱包材、緩衝材の通い箱化を進め、廃棄される梱包材・緩衝材を削減する。
再使用	包装袋や空き袋はそのまま廃棄せず、再使用可能なものは、社員が再使用する。
	使用後の緩衝材などは、いったん社内で保管し、再使用する。
再資源化	専用回収ボックスを設置、保管場所の明示などにより、廃棄物の分別を徹底し、できる限り再資源化を図る。
	分別に迷う廃棄物を安易に「混合廃棄物」とせず、専門業者に判断してもらい、朝礼や看板等で分別方法を徹底し、再資源化しやすくする。
	廃プラスチック類を加工業者により固形燃料化し、製紙業や製鉄業の助燃剤として使用する。
	事務用品等のプラスチック製品で紙への代替が可能なものは、可能な限り紙製品に代替し、廃棄後に再資源化しやすくする。